



# 小松島市緊急通報体制整備事業

～緊急通報システムのご案内～

小松島市介護福祉課地域包括ケア推進担当

# 緊急通報システムの概要①

＜緊急性があると判断した場合＞



利用者

通報



委託事業者

(24時間365日対応)



消防署へ救急要請



協力員・親族等に搬送先等を連絡

＜緊急性はないが様子を伺う必要がある場合＞



協力員・親族等に連絡し、様子を見に行ってもらおう



← 利用者の希望により  
人感赤外線センサー設置

# 緊急通報システムの概要②



希望により人感  
赤外線センサー設置

1 2時間以上センサーの  
前を通らなかった場合



センターで異常感知



利用者の自宅へ連絡

＜連絡がつかない場合＞



協力員・親族等へ連絡し、状況確認。  
自宅へ見に行ってもらうことも。

## 【その他サービス】

- ・ 日常の健康相談等（委託事業者に常駐している看護師や栄養士等に相談できます。）
- ・ 月1回、状況にお変わりがないか等のお伺い電話を実施
- ・ 災害時等には情報を一斉に連絡します
- ・ お誕生日にはお祝いの電話を実施

## 【料 金】

- ・ 無料（ただし、装置を利用した際のN T T等の電話代はかかります）  
※レンタル料や保守管理料は市が負担します。

# 利用の要件

## ①世帯要件（いずれかに該当すること）

- ・ 65歳以上の単身世帯
- ・ 65歳以上の方のみで構成される世帯（高齢者夫婦等）
- ・ 重度障がい者の単身世帯
- ・ 65歳以上の方と重度障がい者で構成される世帯

## ②固定電話があること

## ③認知症が進行していないこと

## ④協力員を3名確保できること

→最初に連絡する方は何かあったときに駆けつけることのできる方（小松島市内やその周辺に在住の方が望ましい）

# 申込の流れ

緊急通報装置貸与申請書兼承諾書を小松島市介護福祉課へ提出



要件を満たしているか等を審査



要件を満たしている場合、貸与決定通知書を送付（民生委員にも通知）



委託業者から申請者へ設置工事の日程調整の連絡



設置業者と介護福祉課職員で訪問し設置工事



ご本人に使い方を練習してもらい利用開始

1か月程度